

審査基準(恩給法関係例規判例集)の手引き

- 恩給に関する処分に係る審査基準は、恩給関係条文の解釈・運用を編纂している「恩給法関係例規判例集」そのものとしていますが、恩給請求者の利便を図る観点から当該審査基準に係る手引きを以下のとおり作成しました。

1 本人に対する給付

(1) 普通恩給

| | 支給要件 | 基本条文 |
|------|---|---|
| 一般文官 | <p>一般文官として最短恩給年限以上の在職年を有する者が退職したときに支給</p> <p>・最短恩給年限</p> <p> { 文官 教育職員 待遇職員 } ……17年(15年) </p> <p>警察監獄職員……12年(10年)</p> <p>(注)()内は昭和8年9月30日以前の退職者</p> | <p>【文官】</p> <p>・恩給法第20条、第60条</p> <p>【警察監獄職員】</p> <p>・恩給法第23条、第63条</p> <p>【教育職員】</p> <p>・昭和26年法律第87号による改正前の恩給法第22条、第62条</p> <p>【待遇職員】</p> <p>・昭和26年法律第87号による改正前の恩給法第24条、第64条</p> |
| 旧軍人 | <p>旧軍人として最短恩給年限以上の在職年を有する者が退職したときに支給</p> <p>・最短恩給年限</p> <p> { 兵・下士官…12年(11年) 准士官以上…13年(11年) } </p> <p>(注)()内は昭和8年9月30日以前の退職者</p> | <p>【准士官以上】</p> <p>・昭和21年法律第31号による改正前の恩給法第21条、第61条</p> <p>【下士官以下】</p> <p>・昭和21年法律第31号による改正前の恩給法第21条、第61条ノ2</p> |

(2) 傷病恩給

| 種別 | 支給要件 | 基本条文 |
|------|---|---|
| 増加恩給 | <p>公務に起因する傷病により、重度の障害を有する者に支給(在職年に関係なく、必ず普通恩給を併給)</p> <p>【障害の程度】</p> <p>特別項症</p> <p>第1項症～第7項症</p> | <p>【第6項症以上】</p> <p>・恩給法第46条</p> <p>・障害の程度は、恩給法第49条ノ2及び別表第1号表ノ2</p> <p>【第7項症】</p> <p>・昭和28年法律第155号附則第3条</p> <p>・昭和28年法律第155号附則第22条</p> <p>・障害の程度は、恩給法別表第1号表ノ3の第1款症</p> |

| | | |
|--------|--|---|
| 傷病年金 | 公務に起因する傷病により、比較的軽度の障害を有する者に支給 【障害の程度】 第1款症～第4款症 | ・昭和28年法律第155号による改正前の恩給法第46条ノ2 ・昭和28年法律第155号附則第3条 ・昭和28年法律第155号附則第22条 ・障害の程度は、恩給法別表第1号表ノ3の第2款症～第5款症 |
| 特例傷病恩給 | 昭和16年12月8日以後、本邦等で職務に関連して受傷罹病し、障害を有する旧軍人等に支給 【障害の程度】 特別項症 第1項症～第6項症 第1款症～第5款症 | ・昭和46年法律第81号附則第13条 ・障害の程度は、恩給法別表第1号表ノ2及び別表第1号表ノ3 |

2 遺族に対する給付

| 種別 | | 支給要件 | 基本条文 |
|-----------|----------|--|-------------------------|
| 普通扶助料 | | 普通恩給受給者が死亡したとき、その遺族に支給 【遺族】 ①配偶者 ②未成年の子 ③父母 ④重度障害(増加恩給が給される程度の障害)のある所得の少ない成年の子 ⑤祖父母 | ・恩給法第72条及び第73条及び第74条(※) |
| 公務関係扶助料 | 公務扶助料 | 公務傷病により死亡したとき、その遺族に支給(戦没者の遺族がその代表例) | |
| | 増加非公死扶助料 | 増加恩給受給者が公務以外の事由により死亡したとき、その遺族に支給 | |
| 特例扶助料 | | 昭和16年12月8日以後、本邦等で職務に関連する傷病により死亡した旧軍人の遺族に支給 | ・昭和31年法律第177号第3条 |
| 傷病者遺族特別年金 | | 傷病年金又は特例傷病恩給受給者が公務以外の事由により死亡したとき、その遺族に支給 | ・昭和51年法律第51号附則第15条 |

※恩給法に規定する「成年の子」の生活資料に関する認定基準額について

- ・恩給法第65条第3項、第74条及び第75条第3項に規定する「成年の子」の生活資料に関する認定基準額は、260万円とする。

なお、認定基準の判定額については、合計所得金額から雑所得を差し引いた額に、公的年金等(障害年金を含む。)の収入を加えて得られる額とする。

- ・適用期日 平成26年4月1日

○ 原爆被爆者に係る傷病の公務認定基準について

「平成9年2月18日局長決裁」

- 1 原爆被爆者に係る傷病の公務認定については、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号。以下「被爆者援護法」という。）第11条第1項の認定を受けた者の当該認定傷病は、公務に起因した傷病とする。ただし、当該認定傷病が原子爆弾の放射能に起因するものではないときは、この限りでない。
- 2 被爆者援護法による各種手当を受けている者については、これらの手当が第11条第1項の認定を受けていない傷病に基づき支給されている場合もあるので、手当の支給の有無にかかわらず、上記1に該当しない場合は、被爆の状況、症状の経過及び現症との因果関係等を総合的に審査する。

○ 被爆者援護法における新方針による「平成9年2月18日局長決裁」の取扱いについて

「平成20年3月25日人事・恩給局長決定、平成21年2月24日改正」

新たに原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号。以下「被爆者援護法」という。）における原爆症認定に関する「**新しい審査の方針**」により被爆者援護法第11条に規定する認定を受けた傷病については、原則として、公務に起因した傷病とし、又当該傷病により死亡したときは、公務による傷病のため死亡したものとして取り扱うものとする。